

京都市産業技術研究所条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月30日

京都市長 榎本頼兼

京都市規則第165号

京都市産業技術研究所条例施行規則の一部を改正する規則

京都市産業技術研究所条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第2 工業技術センターの項中

「

強度 試験	引っ張り，抗折，圧縮 又は曲げ		1測定	1,200
	荷 重 変 形			600
	衝撃試 験	室 温		1,200
		室 温 以 外		4,800

を

「

強度 試験	引っ張り，抗折，圧縮 又は曲げ		1測定	1,800
	耐 力			2,700
	荷 重 変 形			900
	衝撃試 験	室 温		1,200
室 温 以 外		4,800		
疲労 試験	引っ張り，圧縮又は曲 げ			4,500円。た だし，試験に要す る時間が1時間を 超えるときは，超 える時間1時間ま でごとに1,00 0円を加えた額

に，

」

電子線三次元粗さ測定	基本料	1試料	10,000
	二次電子像	1視野	6,000
	表面粗さ解析	1測定	8,000

を

電子線三次元粗さ測定	基本料	1試料	10,000
	二次電子像	1視野	6,000
	表面粗さ解析	1測定	8,000
電界放射型走査電子顕微鏡	基本料	1試料	10,000
	二次電子像又は反射電子像	1視野	8,000

に，

デザインの作成，製図又は設計	1件1日までごと	9,600
----------------	----------	-------

を

デザインの作成，製図又は設計	デザインの考案のみを行う場合	1件1日までごと	9,600
	その他の場合	1件	20,000
三次元スキャン		1測定	5,000
三次元モデル造形（ラピッドプロトタイピング）		1件	3,000円。ただし、造形に要する時間が1時間を超えるときは、超える時間1時間までごとに1,400円を加えた額

に

微細加工（集束イオンビーム試料作製装置）	基 本 料	1 試料	10,000
	加 工	1 箇所	15,000

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規則による改正後の京都市産業技術研究所条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に依頼される試験等について適用し、同日前に依頼された試験等については、なお従前の例による。

（産業技術研究所工業技術センター）